

手数料の見直し（案）

事務の名称	家畜商免許関係事務
-------	-----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
家畜商講習手数料		回	3,300	<u>3,450</u>	150
家畜商免許手数料	家畜の取引の業務（家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。）に従事する使用人その他の従業者の数	5人以上	2,500	<u>2,700</u>	200
		1人以上4人以下	1,900	<u>2,100</u>	200
	その他	件	1,600	<u>1,800</u>	200
家畜商免許証書換え交付手数料		件	1,000	<u>1,250</u>	250
家畜商免許証再交付手数料		件	1,100	<u>1,250</u>	150